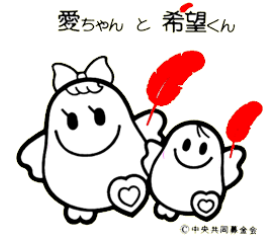




# じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



## 1. 共同募金の意味と歴史

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の(昭和 22 年)に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。

当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、社会福祉事業法(平成 12 年社会福祉法に改正)が制定され、共同募金運動が法制化されました。この法律をもとに民間の社会福祉の推進に向けて、共同募金運動は、全国協調して展開されています。

## 2. 共同募金会の組織と運営

共同募金の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。この都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人です。

都道府県共同募金会は、第一線の活動組織として、市・区・町・村に「共同募金委員会(支会分会)」をおいています。支会分会は、募金ボランティアを組織し、募金活動をすすめています。また、各共同募金会の全国的な連絡調整を行う機関として、中央共同募金会があります。

(都道府県共同募金会の役割と運営)

共同募金会は、その地域の住民の意向を反映する組織構成とし、適切な運営に努め、運動を実施する。

また、共同募金会は、募金、助成の決定、広報活動及び市区町村の区域へ共同募金委員会の設置等を行い、共同募金を含め、その他の寄付金や民間社会福祉財源に関し、総合的な相談窓口機能の充実に努めるものとされています。

(市町共同募金委員会の役割と運営)

島田市では地域住民に、より身近な実践機関の役割を果たすため、共同募金委員会を設置し、共同募金会の内部組織として、地域住民により密接な実践機関として役割を果たすため、共同募金会が定める諸計画に基づき、募金・配分の調整・広報等の活動を区域ごとに分担して実施しています。

※都道府県共同募金会と市町村社会福祉協議会において支会業務に関する申し合わせ事項の取り交わしにより、社会福祉協議会が支会の業務・事務の執行を行っています。



### 3. 共同募金の種類と実施期間

共同募金は毎年、10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月間、全国一斉に実施されています。12月1日から12月31日までの1ヶ月間は、歳末たすけあい運動もあわせて実施されます。

	赤い羽根募金	赤い羽根課題解決プロジェクト募金 (旧用途選択募金)	歳末たすけあい募金
募金期間	10月1日～12月31日 (3ヶ月)	1月1日～3月31日 (3ヶ月)	12月1日～12月31日 (1ヶ月)
配分時期	募金の翌年度	募金の翌年度	原則として当年度 (募金額が事業費を超えた場合は翌年度 の地域福祉事業に使われる)
配分内容	市内の地域福祉活動の推進 と県内の社会福祉施設・団 体等の活動	静岡県民を対象に県内で活 動する非営利の団体等が、 福祉課題の解決に向けた財 源確保のため、自らが寄付 を呼びかける	市内の支援の必要な方々へ の歳末見舞金や歳末時期の 事業

### 4. 共同募金は計画募金

共同募金は使いみちや集める額(目標額)を定めることが義務づけられている募金です。運動が始まる前に、地域の多様な福祉ニーズをもとに配分の計画を立案し、その年度の募金目標額を設定しています。

### 5. 募金方法

共同募金に協力している人はみんなボランティアであり、誰でも参加することのできるボランティア活動です。

《募金方法の種類》

- 戸別募金：各世帯が協力する募金
- 街頭募金：街頭を歩く通行人の皆さんが協力する募金
- 法人募金：企業が協力する募金
- 学校募金：学校へ通う児童・生徒の皆さんが協力する募金
- 職域募金：会社で働く職員の皆さんが協力する募金
- イベント募金：各種イベント開催時に集まった皆さんが協力する募金

